

K A I T 工房への保管と作品展示規程

制定月日：2009 - 6 - 1

K A I T 工房運営委員会

1 . 材料等の保管

- 1) 将来に作業を行う予定であっても、原則として1ヶ月以上先の物は工房内に置くことを許可しない。 但し、作業中の場合にはこの限りではない。
- 2) 作業中の保管については台数の制限は設けないが、スペースの有効利用の観点から、工房の許可を得て倉庫を適宜借りて運用する。
1年以上出し入れのない保管物については、撤去または処分を命じることとする。
- 3) 材料類を保管する場合、保管管理票（別紙）を作成し工房管理室の了承を得ること。
保管に際しては保管棚などを使用し（出来る限り土間置きしない）、**材料・部品保管票を掲示**する。
- 4) 夢の実現プロジェクト団体の場合には、K A I T 工房内で作業を継続して行う期間に限り、許可を得てK A I T 工房内に置くことができる。但し、作業予定期間および責任者・指導教官の明示とともに、棚に整然と置くなど、設置スペースには十分に配慮する。

2 . 作品の展示（除：教材展示）

- 1) **作品展示は、K A I T 工房運営委員会の審議によって承認されたものは許可する。** その場合には、天井から吊す、設置スタンドをつけるなど見せ方を工夫するとともに、作品展示である旨の展示紹介パネルを用意する。
- 2) 作品展示は、原則として継続しているプロジェクトに限るとともに、台数の制限は最大でも2台とする。

以上